平成 17 年 11 月 29 日

神奈川県公安委員会 委員長 小沢 一彦 殿

神奈川県情報公開審査会 会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて(答申)

平成 17 年 3 月 9 日付けで諮問された特定の駐在所に係る交番への切替え要望に対する対応が分かる文書一部非公開の件(諮問第 330 号)について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

特定の警察署の特定の駐在所に係る交番への切替え要望について同駐在所員が同警察署へ報告した文書(平成 12 年 4 月 1 日以降のもの)及び同要望に対して同警察署を含めた神奈川県警察の対応状況が分かる文書を一部非公開としたことは、妥当である。

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、特定の警察署(以下「本件警察署」という。)における特定の駐在所(以下「本件駐在所」という。)を交番へ切り替えることについての地域住民からの要望に関して、本件駐在所の勤務員(以下「本件駐在所員」という。)が本件警察署の署長あてに作成した報告書(平成12年4月1日以降のもの)や同要望に対する神奈川県警察(以下「県警察」という。)の対応内容が記載された警察相談受理・処理票、本件駐在所の負担状況や現地確認結果が記録された文書等(以下「本件行政文書」と総称する。)について、神奈川県警察本部長が、平成16年12月22日付けで一部非公開とした処分の取消しを求める、というものである。

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

- ア 本件行政文書のすべての非公開部分の公開を求める。
- イ 本件駐在所員が本件警察署へ報告した文書の内容と経過が不透明である。特に非公開部分の説明が必要である。
- ウ 何年も前から本件駐在所の交番化に向けて、県警察や神奈川県(以下「県」という。)に申入れをしているが、いまだに交番にする計画案はない。県警察や県は先見の明がない。現在の犯罪件数等で判断しているようであるが、事件が起こってしまってからでは遅い。県警察や県に対して、「法は法で返す」という趣旨から、今回、情報公開請求をして、一部非公開とされたので、不服申立てを行った。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本件行政文書を一部非公開とした理由は、次のとおりである。

(1)本件行政文書について

本件行政文書は、本件駐在所を交番へ切り替えることについての地域住民からの要望に関して、本件駐在所員が本件警察署の署長あてに作成した報告書(平成12年4月1日以降のもの)や同要望に対する県警察の対応内容が記載された警察相談受理・処理票、本件駐在所の負担状況や現地確認結果が記録された文書等である。

- (2)神奈川県情報公開条例(以下「条例」という。)第5条第1号該当性に ついて
 - ア 条例第5条第1号本文該当性について
 - (ア)本件行政文書のうち、次に掲げるものは、個人に関する情報であって、 特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報であり、条例第5条 第1号本文に該当する。
 - a 個人の住所、氏名、年齢及び電話番号
 - b 警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影
 - (イ)特定の町内会長(以下「本件町内会長」という。)の氏名、意見及び 言動は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは 識別され得る情報であるが、本件町内会長の氏名は、条例第5条第1号 ただし書イの慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている 情報に該当するものとして公開している。したがって、本件町内会長の 意見及び言動を公開することにより、本件町内会長の意見や言動が識別 されることから、条例第5条第1号本文に該当する。
 - イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

前記ア(ア) a 及び b に掲げる情報並びに本件町内会長の意見及び言動は、同号ただし書アから工までのいずれにも該当しないことは明らかである。

なお、警部補以下の階級にある者(相当職を含む。)の氏名及び印影については、平成 15 年 9 月 1 日付け神奈川県情報公開審査会答申第 148 号により、条例第 5 条第 1 号ただし書イに該当しないことは明らかである。

(3)条例第5条第4号該当性について

ア 警察活動において入手した情報について

地域警察官は、あらゆる警察活動を通じて様々な情報を入手し、これを 分析して管内実態掌握に努め、各種犯罪の予防、検挙等の任務に当たって いる。したがって、本件行政文書のうち、本件駐在所員が警察活動におい て入手した情報は、公開することにより、取得情報の入手経路及び内容並 びに本件駐在所員の判断内容等が明らかとなり、管内実態掌握活動事務に 支障が及ぶおそれがあると認められることから、条例第5条第4号に該当 する。

イ 警察電話の内線番号について

警察電話は、あらゆる警察事象に即応するため、通常業務における必要な連絡はもちろん突発事案への対応等適正な通信事務を確保する必要がある。したがって、本件行政文書のうち、警察電話の内線番号(以下「内線番号」という。)は、公開することにより、不特定多数の者から事務妨害等を目的として特定の内線番号に対する嫌がらせを受ける蓋然性が高いことから、条例第5条第4号に該当する。

(4)条例第5条第6号該当性について

本件行政文書のうち、凶悪犯罪等の認知件数に係る情報(以下「認知件数情報」という。)は、これを公開すると、凶悪犯罪等は被疑者が再犯を犯す蓋然性が高く、犯罪の予防等の観点から重大な支障が及ぶおそれがあるため、条例第5条第6号に該当する。

4 審査会の判断理由

(1)審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、不服申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、本件駐在所を交番へ切り替えることについての地域住民

からの要望に関して、本件駐在所員が本件警察署の署長あてに作成した報告書(平成12年4月1日以降のもの)や同要望に対する警察の対応内容が記載された警察相談受理・処理票、本件駐在所の負担状況や現地確認結果が記録された文書等である。

(3)条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

- ア 条例第5条第1号本文該当性について
- (ア)条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができると規定している。

したがって、同号本文は、明白にプライバシーと思われる個人に関する情報はもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

- (イ)本件行政文書のうち、次に掲げる情報は、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であって、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。
 - a 個人の住所、氏名(bに掲げる氏名を除く。)、年齢及び電話番号
 - b 警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影
- (ウ)本件行政文書のうち、本件町内会長の意見及び言動は、本件町内会長の氏名が公開されていることから、本件町内会長の個人に関する情報であり、同号本文に該当すると判断する。
- イ 条例第5条第1号ただし書該当性について
- (ア)条例第5条第1号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは、公開するとされている。
- (イ)前記ア(イ)a及びbに掲げる情報並びに本件町内会長の意見及び言動は、同号ただし書アの法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報、同号ただし書イの慣行として公にされ、又は公にすること

が予定されている情報、同号ただし書ウの当該公務員等の職及び当該職 務遂行の内容に係る情報又は同号ただし書工の人の生命、身体等を保護 するため、公開することが必要であると認められる情報とは認められな いので、同号ただし書アから工までのいずれにも該当しないと判断する。

(4)条例第5条第6号該当性について

ア 条例第5条第6号は、「公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を非公開とすることができると規定している。

ここでいう「犯罪の予防」とは、犯罪行為をあらかじめ防止することをいい、犯罪を誘発するおそれのある情報は、犯罪の予防の見地から、本号により非公開とすることができるものと解される。

イ 認知件数情報は、特定地域における犯罪の発生状況である点を考慮すると、実施機関が説明するとおり、公開すると、凶悪犯罪等は被疑者が再犯を犯す蓋然性が高く、犯罪の予防等の観点から重大な支障が及ぶおそれがある情報であることが認められる。

したがって、認知件数情報は、これを公開することにより、犯罪の予防等に重大な支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められるので、条例第5条第6号に該当すると判断する。

(5)条例第5条第4号該当性について

- ア 条例第5条第4号は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができるとして、アからオまでの各規定においてその典型を例示している。
- イ 本号アからオまでの各規定に掲げられている情報は、本号の柱書に該当 する情報の典型的な例を示すものであり、「その他当該事務又は事業の性 質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」

には、これらに類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。

ウ 内線番号について

警察業務は他の行政事務に比べて、検挙や規制を行うものであることから、被疑者や関係者からの反発を招くおそれがあることも予想される。

したがって、実施機関が説明するとおり、内線番号は、公開することにより、不特定多数の者から事務妨害等を目的として特定の内線番号に対する嫌がらせを受け、通常業務における必要な連絡や突発事案への対応等に支障を来すおそれがあると認められるので、条例第5条第4号に該当すると判断する。

エ 本件行政文書の非公開部分のうち、前記(3)ア(イ)a及びbに掲げる情報、本件町内会長の意見及び言動、認知件数情報並びに内線番号を除くその余の情報は、地域警察官が各種犯罪の予防、検挙活動等に反映させるための管内実態掌握活動の一環として得られた情報であることが認められる。

したがって、当該情報は、公開することにより、情報の入手経路や本件 駐在所員の判断内容等が明らかとなり、管内実態掌握活動事務に支障が及 ぶおそれがあると認められるので、条例第5条第4号に該当すると判断す る。

(6)その他

当審査会は、行政文書の公開請求に対する決定の当否について実施機関から意見を求められているのであり、前記2(2)ウの不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

審査会の処理経過

年月日	処 理 内 容
平成 17 年 3 月 10 日	諮問受理
3月22日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
4月22日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
5月9日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付し、非公 開等理由説明書に対する意見書の提出を依頼
8月18日 (第45回部会)	審議
9月22日	指名委員により不服申立人から意見を聴取 指名委員により実施機関の職員から非公開等理由 説明を聴取
10月20日 (第46回部会)	審議
11月 9日 (第47回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏	名	現	職	備	考
金子	正史	同志社大学	学 教 授	会長職務	代理者
沢藤	達 夫	弁 護 士(横)	兵弁護士会)	部会	畑
鈴木	敏 子	横浜国立。	大 学 教 授		
竹森	裕子	弁 護 士(横)	兵弁護士会)		
玉巻	弘 光	東海大学	数 授		
千 葉	準 一	首都大学列	東京教授	部会	員
堀 部	政 男	中央大学	改 授	会 (部会長を	長 兼ねる)

(平成 17 年 11 月 29 日現在)(五十音順)